

中間処理施設整備基本構想

平成19年3月

厚木愛甲環境施設組合

目 次

1	基本構想策定の主旨	1
	(1) 基本構想策定の主旨	1
	(2) 基本構想の位置付け	1
2	厚木愛甲ブロックにおける施設整備の基本方針	2
3	施設整備に係る計画条件の整理	4
	(1) 施設整備の対象施設	4
	(2) 新施設稼働後のごみ処理システムフロー	6
	(3) 敷地及び周辺条件	7
	(4) 公害防止基準	8
	(5) 供給施設条件	13
	(6) 運営管理条件	14
4	中間処理施設における処理方式の概要	15
	(1) ごみ焼却施設	15
	(2) 粗大ごみ処理(破砕) 処理施設	17
5	余熱利用計画について	18
6	再資源化策について	19
7	施設整備に伴う周辺環境への安全対策及び環境保全対策	20
	(1) 施設建設時及び施設稼働時における安全対策	20
	(2) 施設建設時及び施設稼働時における環境保全対策	20
	(3) 環境に配慮した施設を目指して	24
8	施設整備基本計画の策定	25

用語解説

本文中“ * ”をつけた語句(初出のみ) に関しては、当該ページの最後に脚注を設けたほか、用語解説としてまとめています。

1 基本構想策定の主旨

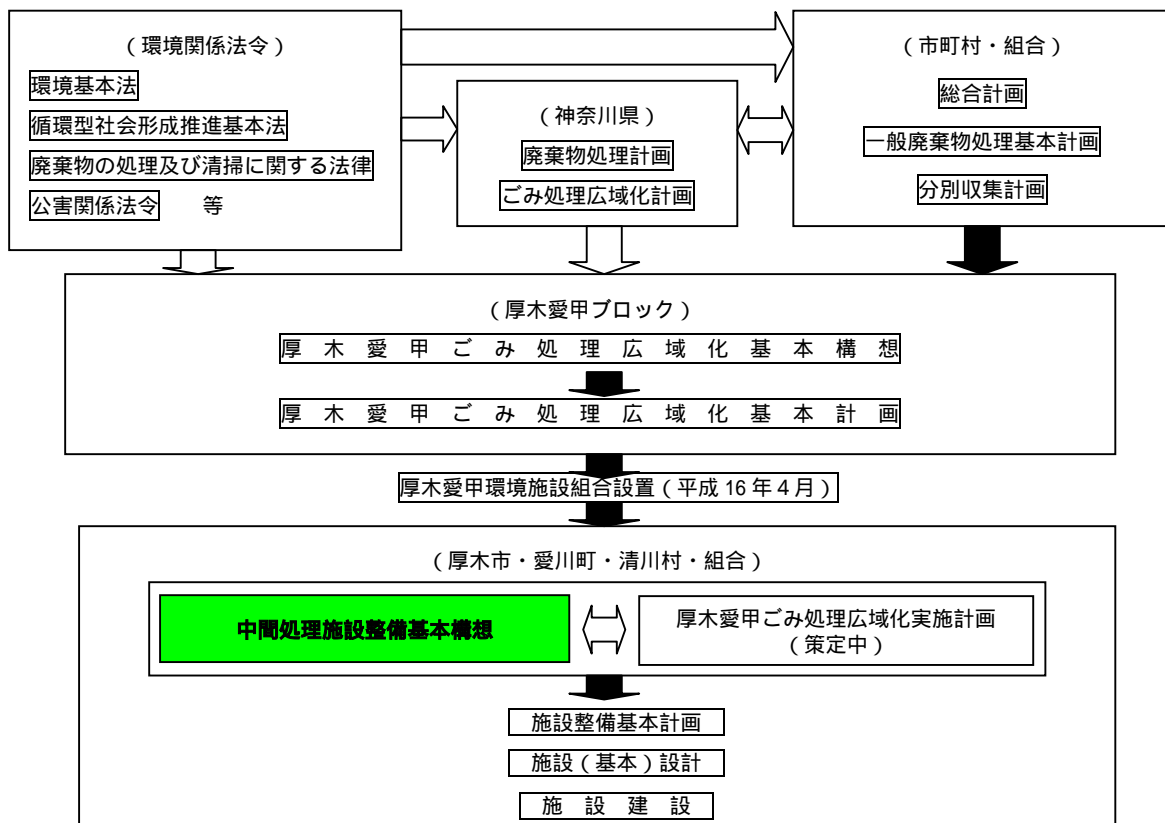
(1) 基本構想策定の主旨

本基本構想は、平成15年12月、厚木市、愛川町及び清川村（以下「厚木愛甲ブロック」という。）の一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する基本的な計画として策定した「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画（以下「広域化基本計画」という。）」で掲げたごみ処理広域化の考え方を踏まえ、資源循環型社会*の形成を図り、環境に配慮した適正な中間処理施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理（破碎）施設）の整備のために必要な事項について、具体的な方向性等を明らかにするものです。

(2) 基本構想の位置付け

基本構想の位置付けは図1に示すとおりです。

これらの関係法令に定められた環境保全上の基準を指針として、施設整備を進めてまいります。



環境基本法：平成5年、法律第91号

循環型社会形成推進基本法：平成12年、法律第110号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）：昭和45年、法律第137号

図1 基本構想の位置付け

* 資源循環型社会：「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費の抑制及び環境負荷の低減を実現する社会のことをいいます。

2 厚木愛甲ブロックにおける施設整備の基本方針

中間処理施設の整備については、次の8つの柱を施設整備の基本方針として掲げ、環境に配慮した適正な施設整備を進めてまいります。

1 環境にやさしい施設

ダイオキシン類*をはじめとする環境汚染物質の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設とします。

2 安全に配慮した施設

敷地周辺住民が安心して生活できる安全な施設とするとともに、ごみ処理における蓄積された技術を反映させて万全な安全対策を講じた施設とします。
また、地震等の自然災害に強く、労働災害にも配慮した施設とします。

3 安定稼働に優れた施設

維持管理が容易で、耐久性に優れ、トラブルがなく連続運転できる施設とします。また、ごみを安定かつ確実に処理するとともに広範なごみ質やごみ量の変動に柔軟に対応できる施設とします。

4 処理性能に優れた施設

ごみの減容化、無害化及び資源化を可能とする処理性能に優れた施設とします。

*ダイオキシン類：ごみの燃焼過程等において副産物として生成される物質。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年、法律第105号）においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナ-PCBを含めて、ダイオキシン類と定義されています。

5 資源循環・エネルギー利用に優れた施設

ごみの中の資源化可能なもの（溶融スラグ*等）を可能な限り回収し、再生利用するとともに、施設から発生する熱エネルギーを効率よく有効に利用することで、資源循環型社会の一翼を担う施設とします。

6 経済性に優れた施設

ごみ排出量の抑制及び資源再利用の視点に立った適正規模の施設整備を進めるとともに、施設の処理性能を保持し、環境面、安全面に十分配慮した上で、設備の合理化・コンパクト化を図り、建設費及び維持管理費を節減した施設とします。

7 周辺環境と調和する施設

建物の形状や色彩及び敷地周辺の緑化に十分配慮した圧迫感の少ない施設とするなど、周辺環境との調和を大切にするとともに、施設稼働に関する情報を提供し、地域とともに歩む開かれた施設とします。

8 住民に愛される施設

ごみ処理の過程を分かりやすく見学できるような学習スペースや展示スペース等を確保し、住民が集い、学び、ふれあうことのできる機能等を導入することで、住民に愛される施設とします。

* 溶融スラグ：一般には金属の溶融*プロセスで生成する鉍さい（非金属物質）をいいますが、ここでは焼却灰又は焼却灰と飛灰*の混合灰を溶融したときの融液を冷却して得られる無機物をいいます。

* 溶融：焼却灰などを1,200 以上という高温で溶かし、これを固めてスラグ（黒いガラス粒状の物質）にする処理を行うことをいいます。

* 飛灰：集じん器、ボイラ、ガス冷却室や再燃焼室等で捕集されたばいじんをいいます。

3 施設整備に係る計画条件の整理

本基本構想において整備を進める対象施設は、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理（破碎）施設で構成される中間処理施設です。

（１）施設整備の対象施設

ア ごみ焼却施設

ごみ焼却施設とは、可燃ごみに対し、熱分解*・燃焼・溶融等の単位反応を単独又は組み合わせて適用することにより、高温酸化して衛生的に処理するとともに、容積を減じ、残渣又は溶融固化物*に変換する施設をいいます。

イ 粗大ごみ処理（破碎）施設

粗大ごみ処理（破碎）施設とは、粗大ごみ・不燃ごみに対し、破碎・選別・圧縮等の工程を経て、資源化を進めるための施設をいいます。

粗大ごみ・不燃ごみを不燃物、可燃物に分類し、不燃物にあつては、鉄・アルミニウムの金属等を資源化するとともに、やむを得ず資源化できないものは最終処分場へ搬出します。

また、可燃物にあつては、ごみ焼却施設に移送し焼却処理します。

*熱分解：一般に化合物を熱で分解させることをいい、ごみ処理においてはごみを熱で熱分解ガス*とチャー*に分解することをいいます。
*溶融固化物：溶融スラグと溶融メタル*を総称していいます。
*熱分解ガス：ごみの熱分解によって発生する可燃性ガスをいいます。
*チャー：ごみの熱分解によって発生する炭化した固形分と灰分をいいます。
*溶融メタル：焼却灰などを溶融処理して発生する鉄などの金属類を多く含む固化物をいいます。

ウ 整備対象施設の概要

ごみ焼却施設と粗大ごみ処理（破碎）施設は、表 1 に示すとおりそれぞれ必要な設備により構成されております。

表 1 整備対象施設

分類	施設名	施設概要
工場棟	ごみ焼却施設	受入供給設備、燃焼・灰溶融設備あるいはガス化溶融設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、給水設備、排水処理設備、電気設備、計装設備、建築設備、建築付帯設備 ほか
	粗大ごみ処理（破碎）施設	受入供給設備、破碎設備、搬送設備、選別設備、貯留・搬出設備、集じん設備、電気設備、計装設備 ほか (給水設備、排水処理設備、建築設備、建築付帯設備はごみ焼却施設と共用)
付帯施設	管理棟	事務室、会議室、分析室、休養室、トイレ、浴室 ほか
	関連施設	ごみ収集車両待機エリア、計量機棟、洗車場、駐車場、燃料タンク、煙突、メンテナンス用エリア、車庫棟 ほか

エ 施設規模及び施設整備必要面積

広域化基本計画では、厚木愛甲ブロックにおける将来ごみ発生量等の推計を行った結果、施設規模をごみ焼却施設は 325t/日、粗大ごみ処理（破碎）施設は 35t/日と想定しておりましたが、構成市町村との調整の中で、し尿処理施設から排出されるし尿残渣の処理も含めた計画としてもらいたい旨の意向があり、これを踏まえた施設規模を想定した結果、ごみ焼却施設は日量 5 t 増量することが見込まれることから、本基本構想は 330t/日といたします。

また、粗大ごみ処理（破碎）施設は、平成 15 年度の広域化基本計画を策定以降、3ヶ年分の粗大ごみ処理対象量の実績を踏まえた施設規模を想定した結果、日量 5 t 減量することが見込まれることから、本基本構想は 30t/日といたします。

なお、ごみ排出量の年度別推移に不規則な変動も見受けられることから、今後、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとします。

中間処理施設整備に必要な面積は、2つの施設の規模をそれぞれ確保するとともに、表 1 で示したこれらの最小限必要な設備を配置すると、表 2 に示すとおり概ね 3.0ha と想定されております。

なお、本基本構想では、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理（破碎）施設を 1つの建物に収めた合棟型とすることを計画しております。

表2 施設規模及び施設整備必要面積

整備対象施設	施設規模	施設整備必要面積
ごみ焼却施設	330t/日	概ね 3.0ha
粗大ごみ処理（破碎）施設	30t/日	

(2) 新施設稼働後のごみ処理システムフロー

厚木愛甲ブロックにおける基本のごみ処理システムフローを図2に示します。

なお、構成市町村の資源化施設や本組合の粗大ごみ処理（破碎）施設から排出される不燃残渣*については、基本にごみ焼却施設で溶融処理し、最終処分量の低減を図っていくことを基本といたします。

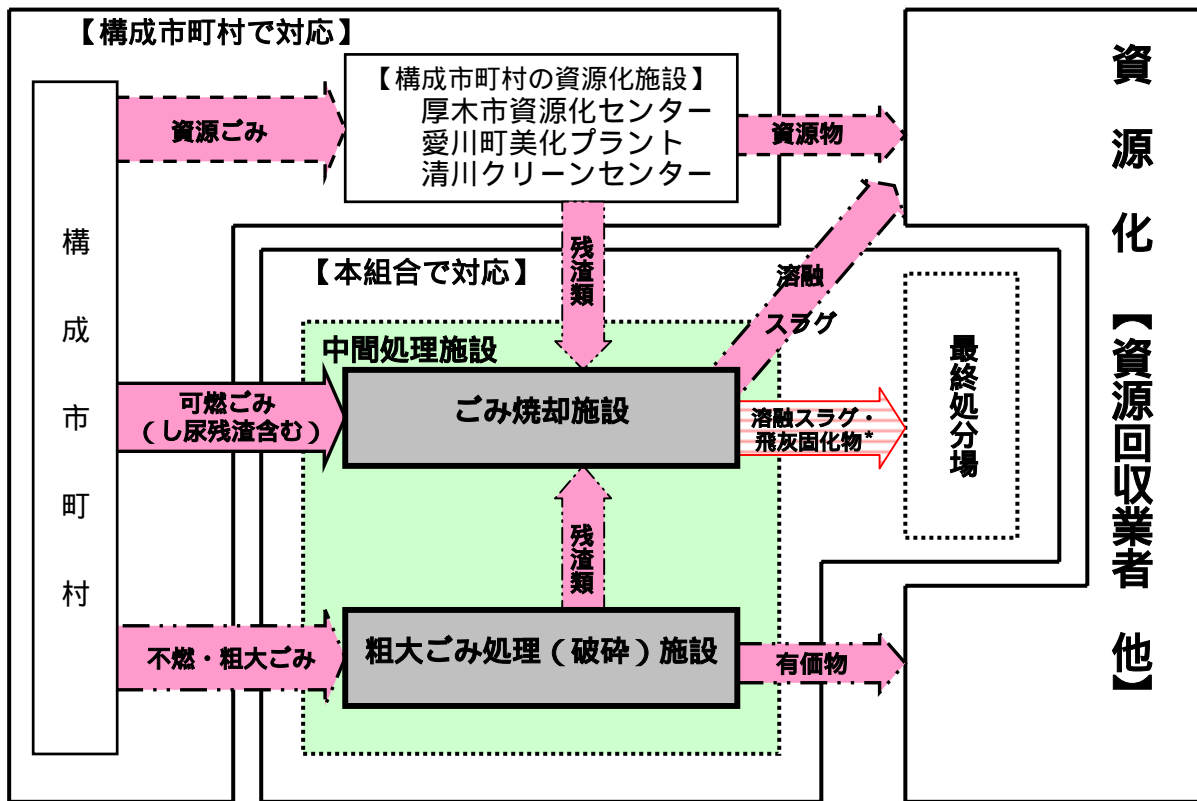


図2 厚木愛甲ブロックにおけるごみ処理システムフロー

* 不燃残渣：粗大ごみ等を破碎・選別処理し、可燃物除去、有価物回収後に残る埋立処分せざるを得ない物質をいいます。

* 飛灰固化物：飛灰を固化処理したものをいいます。

(3) 敷地及び周辺条件

中間処理施設につきましては、広域化基本計画で定めたとおり、厚木市に概ね 3.0ha 以上の用地を確保し、施設整備をしておりますが、中間処理施設の建設には、施設配置及び土地利用に関する規制があり、建設予定地に適用されます法律・条例等に準拠する必要があります。

また、厚木市は、その全域が都市計画法（昭和 43 年、法律第 100 号）で定める都市計画区域に指定されていることから、同区域内にごみ焼却施設を建設する際は、同法で定める都市施設*としての位置付けが必要であり、施設整備の詳細が決まり次第法定手続きを行ってまいります。

*都市施設：都市計画法（昭和 43 年、法律第 100 号）第 11 条にて定められており、供給及び処理に係る「市場」、「と畜場」、「火葬場」、「ごみ焼却場」、「汚物処理場」等のことを示します。

(4) 公害防止基準

ア ごみ焼却施設の基本構成

ごみ焼却施設の代表的なごみ処理フローは、図3並びに図4に示すとおりです。

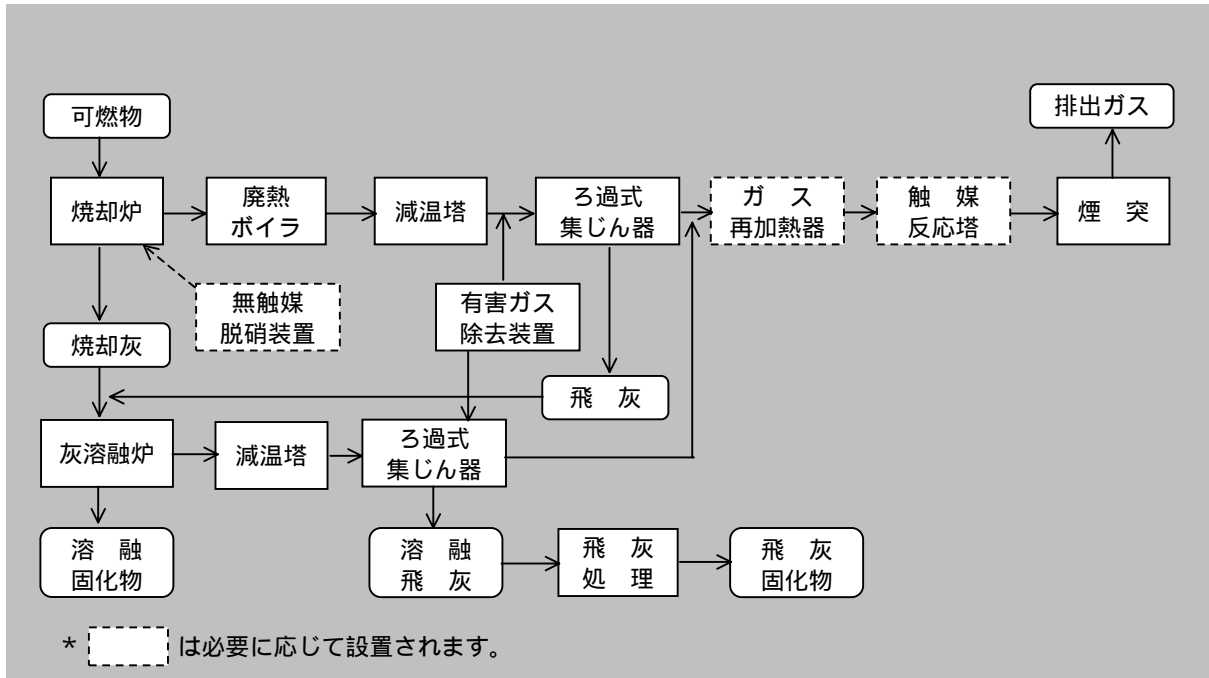


図3 ストーカー炉 + 灰溶融炉の全体処理フロー

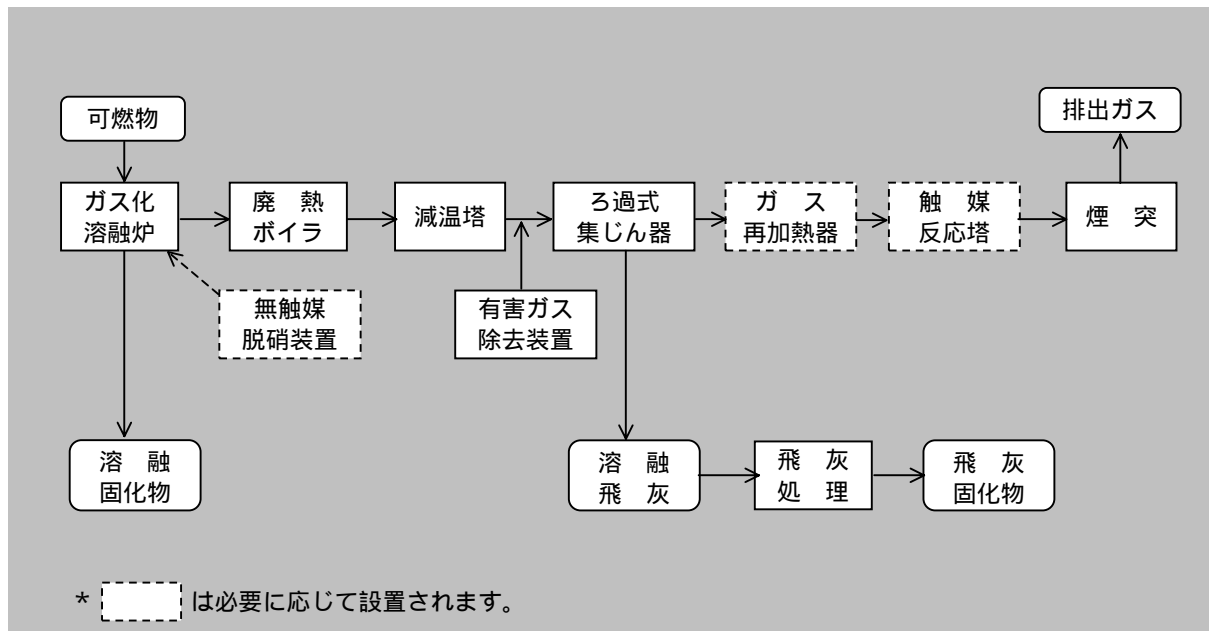


図4 ガス化溶融炉の全体処理フロー

ごみ焼却施設において、ごみ（可燃物）を焼却あるいは熱分解後の熱分解ガスを燃焼させる段階で発生する排ガスは、排ガス処理設備内で適正に処理した後で、煙突より大気へ排出されます。

本基本構想では、環境を保全する上での大気に関する公害防止基準を設定するとともに、施設を運営していく上での公害防止基準を設定してまいります。

なお、ごみ焼却排ガスの除去装置と除去可能有害物質の関係は表3に示すとおりとなっております。

表3 ごみ焼却排ガスの有害物質別の除去装置

法規制対象等 有害物質 除去装置	ばいじん	窒素酸化物 (NOx)	硫黄酸化物 (SOx)	塩化水素 (HCL)	ダイオキシン類 (DNXs)	総水銀 (Hg)	備考
ろ過式集じん器 (薬剤の煙道吹込み)			2	2	2		
湿式洗煙装置							湿式
無触媒脱硝装置 (尿素の炉内吹込み)							
触媒脱硝装置							
活性炭塔							

1： は除去可能であることを示しております。

2：ろ過式集じん器の入口側煙道へ薬剤を吹込むことにより、塩化水素、硫黄酸化物とダイオキシン類を除去することができます。

イ 公害防止基準の設定

ごみ処理施設が周辺環境に与える影響を低減するために、次に示す公害防止基準に準拠する必要があります。

環境保全上の関係法令に示される基準値

県条例等の上乗せ規制値

類似規模施設の公害防止条件

現在の処理技術レベルの基準値

さらに、施設の長期的な稼働を考慮し、経済性を加味した上で、総合的に公害防止基準を設定してまいります。

排ガスに係る法規制と本基本構想で設定した目標値は表4に示すとおりとします。

また、表4には組合目標値を満足するための対応設備（案）を示しております。

なお、排ガスに係る法規制については、ばいじん及び排ガス中のダイオキシン類は、焼却能力により規制値が異なり、本基本構想では、計画するごみ焼却施設規模は 330t/日と想定しており、3炉構成とした場合1炉当たり 110t/日であり、また、全連続式で24時間運転として計画していることから、排ガス規制に係る焼却能力は 4.583t/時と想定しております。

表4 法規制値と組合目標値の比較検討一覧(1/2)

項目 規制対象物質	(1) 規制基準値		(2) 組合目標値	(3) 発生源及び有害物質	(4) 組合目標値を満足するための対応設備(案)	備考	
	法規制値	関連法規					
1. 大気関係 1) ばいじん	0.04g/m ³ N以下 [酸素(O ₂)12%換算値] (焼却能力が1時間当たり4,000kg以上)	大気汚染防止法 (昭和43年、法律第97号)	-	0.01g/m ³ N以下 [O ₂ 12%換算値]	ごみ中の不燃分(灰分)が主成分で、燃焼によりヒューム化した重金属類となります。	ろ過式集じん器の設置を基本とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・対応設備については、最新技術の動向も踏まえ、施設計画において詳細に検討してまいります。 ・ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物については、自動測定装置を設置し、常時監視してまいります。 ・ダイオキシン類及び総水銀については、定期的に濃度等の測定を行ってまいります。
2) 窒素酸化物(NO _x)	250ppm以下 [O ₂ 12%換算値] (廃棄物焼却炉(連続炉))	大気汚染防止法	200ppm以下	30ppm以下 [O ₂ 12%換算値]	空気中の窒素分が高温酸化して生成するほか、ごみ中の窒素分が燃焼して生成します。	触媒脱硝装置の設置を基本とします。	
3) 硫黄酸化物(SO _x)	・K値による K=11.5(約2,400ppm)	大気汚染防止法	-	50ppm以下 [O ₂ 12%換算値]	ごみ中の硫黄分が燃焼して生成します。	ろ過式集じん器(薬剤の煙道吹込み)の設置を基本とします。	
4) 塩化水素(HCl)	700mg/m ³ N以下 [O ₂ 12%換算値] (約430ppm以下)	大気汚染防止法	700mg/m ³ N以下 [O ₂ 12%換算値] (約430ppm以下)	30ppm以下 [O ₂ 12%換算値]	ごみ中の塩ビ等の燃焼によって生成するほか、食塩の分解によって発生します。	ろ過式集じん器(薬剤の煙道吹込み)の設置を基本とします。	
5) ダイオキシン類(DNXs)	0.1ng-TEQ/m ³ N以下 [O ₂ 12%換算値] (燃焼室の処理能力が1時間当たり4,000kg以上)(全連続式) ・燃焼室温度(出口) 850以上(900以上が望ましい) ・設定ガス温度での滞留時間2秒以上 ・煙突出口の一酸化炭素(CO)濃度30ppm以下 [O ₂ 12%換算値の4時間平均値] ・安定燃焼 100ppmを超えるCO濃度のピークを極力発生させないように留意する ・温度計に加えてCO連続分析計及びO ₂ 連続分析計を設置し監視すること ・集じん器入口排ガス温度(200以下)	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・ダイオキシン類発生防止等ガイドライン(平成9年1月策定) ・ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年、法律105号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年、厚生省令第35号) 	-	0.01ng-TEQ/m ³ N以下 [O ₂ 12%換算値] ・燃焼室温度(出口) 850以上 ・設定ガス温度での滞留時間 2秒以上 ・煙突出口のCO濃度30ppm以下 [O ₂ 12%換算値の4時間平均値] ・安定燃焼 100ppmを超えるCO濃度のピークを極力発生させないように留意する ・温度計に加えてCO連続分析計及びO ₂ 連続分析計を設置し監視すること ・集じん器入口排ガス温度(200以下)	ごみ中の高分子物質が、完全に燃焼しないで、ガス中に存在し、ごみから発生した塩素と共にダイオキシン類生成の材料となります。これらの材料とばいじん中の重金属が触媒となって、300程度の雰囲気中でダイオキシン類として生成します。	ろ過式集じん器(薬剤の煙道吹込み)と触媒脱硝装置の設置を基本とします。	
6) 総水銀(Hg)			-	0.05mg/m ³ N以下 [O ₂ 12%換算値]		ろ過式集じん器の設置を基本とします。	
2. 騒音・振動関係 1) 騒音	都道府県知事又は市町村にて定める	騒音規制法 (昭和43年、法律第98号)	敷地境界にて 朝夕 50dB(A)以下 ^{注1} 60dB(A)以下 ^{注2} 昼間 55dB(A)以下 ^{注1} 65dB(A)以下 ^{注2} 夜間 45dB(A)以下 ^{注1} 50dB(A)以下 ^{注2}	敷地境界にて(全炉定格負荷時) 朝夕 50dB(A)以下 昼間 55dB(A)以下 夜間 45dB(A)以下	ブロワ、コンプレッサ等の回転装置が主な発生源となります。	騒音の発生の少ない機器を採用するとともに発生防止対策を講じることを基本とします。	騒音・振動に関して、厚木市では神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、市内の全ての工場・事業者に対し規制基準を設けています。
2) 振動	都道府県知事又は市町村にて定める	振動規制法 (昭和51年、法律第64号)	敷地境界にて 昼間 65dB以下 ^{注1} 65dB以下 ^{注2} 夜間 55dB以下 ^{注1} 60dB以下 ^{注2}	敷地境界にて(全炉定格負荷時) 昼間 65dB以下 夜間 55dB以下	ブロワ、コンプレッサ等の回転装置が主な発生源となります。	振動の発生の少ない機器を採用するとともに発生防止対策を講じることを基本とします。	
3. 悪臭	都道府県知事が定める	悪臭防止法 (昭和46年、法律第91号)	-	敷地境界線にて ・臭気強度 2.5以下 (悪臭物質22物質規制基準値以下) ・臭気指数 15以下 気体排出口にて ・敷地境界線上で臭気指数15以下を満足する臭気指数以下	ごみ中のアンモニア、アルデヒド等の有機酸が発生源となります。	悪臭の発生源であるごみピットやプラットホーム等について防臭対策を講じるとともに、漏洩対策を講じることを基本とします。	厚木市では神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業所等から発生する悪臭に対して、規制地区及び規制を設けています。

：神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年、規則第113号)

<騒音規制に係る時間帯> 朝：午前6時～午前8時、昼間：午前8時～午後6時、夕：午後6時～午後11時、夜間：午後11時～午前6時

<振動規制に係る時間帯> 昼間：午前8時～午後7時、夜間：午後7時～午前8時

注1)市街化調整区域の場合 注2)市街化区域(準工業地域)の場合

表4 法規制値と組合目標値の比較検討一覧(2/2)

項目	(1) 規制基準値		神奈川県条例	(2) 組合目標値	(3) 発生源及び有害物質	(4) 組合目標値を満足するための対応設備(案)	備考
	法規制値	関連法規					
4. 焼却灰・集じん灰 1) 飛灰固化物	飛灰処理物の溶出基準値を定める。 ・アルキル水銀化合物 検出されないこと ・水銀またはその化合物 0.005mg/L 以下 ・カドミウムまたはその化合物 0.3mg/L 以下 ・鉛またはその化合物 0.3mg/L 以下 ・六価クロムまたはその化合物 1.5mg/L 以下 ・砒素またはその化合物 0.3mg/L 以下 ・セレンまたはその化合物 0.3mg/L 以下	廃掃法	-	・アルキル水銀化合物 検出されないこと ・水銀またはその化合物 0.005mg/L 以下 ・カドミウムまたはその化合物 0.3mg/L 以下 ・鉛またはその化合物 0.3mg/L 以下 ・六価クロムまたはその化合物 1.5mg/L 以下 ・砒素またはその化合物 0.3mg/L 以下 ・セレンまたはその化合物 0.3mg/L 以下	灰溶融設備の発生ガスから集じん器で捕集された集じん灰です。	薬剤による安定固化処理を行うことを基本とします。	-
2) 燃え殻・ばいじん中のダイオキシン類含有量	新設炉に係る基準 3ng-TEQ/g 以下	ダイオキシン類対策特別措置法	-	3ng-TEQ/g 以下	-	-	-
5. 溶融スラグ 1) 溶出基準	溶融スラグの溶出基準値を定める。 ・カドミウム 0.01mg/L 以下 ・鉛 0.01mg/L 以下 ・六価クロム 0.05mg/L 以下 ・砒素 0.01mg/L 以下 ・総水銀 0.0005mg/L 以下 ・セレン 0.01mg/L 以下 (注)：対象は有効利用を目的に溶出固化施設から搬出されるスラグとする	・一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針(平成10年、生衛第508号) ・土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年、環告46号)	-	・カドミウム 0.01mg/L 以下 ・鉛 0.01mg/L 以下 ・六価クロム 0.05mg/L 以下 ・砒素 0.01mg/L 以下 ・総水銀 0.0005mg/L 以下 ・セレン 0.01mg/L 以下 (注)：対象は有効利用を目的に溶出固化施設から搬出されるスラグとします。	-	-	スラグに係る目標基準は、スラグを有効利用するにあたって、土壌汚染、地下水汚染等を引き起こすことのないようにその安全性を確保するために設定したものです。
2) 含有量基準	溶融スラグの含有量基準を定める。 ・カドミウム 150mg/kg 以下 ・鉛 150mg/kg 以下 ・六価クロム 250mg/kg 以下 ・砒素 150mg/kg 以下 ・水銀 15mg/kg 以下 ・セレン 150mg/kg 以下 ・遊離シアン 50mg/kg 以下 ・ふっ素 4,000mg/kg 以下 ・ほう素 4,000mg/kg 以下	・土壌汚染対策法施行規則第18条第2項(平成14年、環境省令第29号) ・土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年、環告19号)	-	・カドミウム 150mg/kg 以下 ・鉛 150mg/kg 以下 ・六価クロム 250mg/kg 以下 ・砒素 150mg/kg 以下 ・水銀 15mg/kg 以下 ・セレン 150mg/kg 以下 ・遊離シアン 50mg/kg 以下 ・ふっ素 4,000mg/kg 以下 ・ほう素 4,000mg/kg 以下	-	-	-
3) その他(品質基準)	-	-	-	・「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材(JIS A 5031:2006)」 ・「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ(JIS A 5032:2006)」	-	-	JIS規格に準拠した溶融スラグの精製を行うことを基本とします。
6. 排水	表5を参照して下さい。	・水質汚濁防止法(昭和45年、法律第138号) ・下水道法(昭和33年、法律第79号)	・厚木市下水道条例(昭和45年、条例第34号)	本組合では、公共水域へ放流する場合の水質は、水質汚濁防止法に規定されている基準値以下を基本とし、また、公共下水道へ放流する場合の水質は、厚木市下水道条例に規定されている基準値以下を基本といたします。(表5を参照して下さい。)	プラント排水は、場内で適正処理後、再利用を図ることを基本とし、それでも放流せざるを得ない場合は、今後、生活排水と併せて公共水域への放流もしくは公共下水道への放流について検討します。	-	-
7. 総ダイオキシン類排出量	5 µg-TEQ/ごみ t 当り(目標値)	・ダイオキシン類発生防止等ガイドライン	-	5 µg-TEQ/ごみ t 当り	-	-	ごみ焼却施設全体からのダイオキシン類を削減します。

表5 排水基準一覧表

No.	規制項目	単位	水質汚濁防止法	厚木市下水道条例
1	カドミウム及びその化合物含有量	mg/L	カドミウム 0.1	カドミウム 0.1
2	シアン化合物含有量	mg/L	シアン 1	シアン 1
3	有機リン化合物含有量	mg/L	1	1
4	鉛及びその化合物含有量	mg/L	鉛 0.1	鉛 0.1
5	六価クロム化合物含有量	mg/L	六価クロム 0.5	六価クロム 0.5
6	砒素及びその化合物含有量	mg/L	砒素 0.1	砒素 0.1
7	水銀及びその化合物含有量	mg/L	水銀 0.005	水銀 0.005
8	アルキル水銀化合物含有量	mg/L	検出されないこと。	検出されないこと。
9	P C B	mg/L	0.003	0.003
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.3	0.3
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2
13	四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	0.2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02
20	チウラム	mg/L	0.06	0.06
21	シマジン	mg/L	0.03	0.03
22	チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2
23	ベンゼン	mg/L	0.1	0.1
24	セレン及びその化合物	mg/L	セレン 0.1	セレン 0.1
25	ほう素及びその化合物	mg/L	ほう素 10	ほう素 10
26	ふっ素及びその化合物	mg/L	ふっ素 8	ふっ素 8
27	アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 ¹	
28	アモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L		380 ¹
29	水素イオン濃度		5.8~8.6	5~9
30	生物化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均 120)	600
31	化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均 120)	
32	浮遊物質	mg/L	200(日間平均 120)	600
33	ノルマルヘキサン抽出物含有量 鉱油類含有量 動植物油脂含有量	mg/L mg/L mg/L	5 30	5 30
34	フェノール類含有量	mg/L	5	5
35	銅含有量(銅及びその化合物)	mg/L	3	銅 3
36	亜鉛含有量(亜鉛及びその化合物)	mg/L	5	亜鉛 5
37	溶解性鉄含有量(鉄及びその化合物(溶解性))	mg/L	10	鉄 10
38	溶解性マンガ含有量(マンガ及びその化合物(溶解性))	mg/L	10	マンガ 10
39	クロム含有量(クロム及びその化合物)	mg/L	2	クロム 2
40	ふっ素含有量	mg/L	15	
41	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000	
42	窒素含有量	mg/L	120(日間平均 60)	240
43	リン含有量	mg/L	16(日間平均 8)	32
44	温度			45
45	ニッケル含有量	mg/L		1
46	よう素消費量	mg/L		220
47	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 ²	10

1 : アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

2 : ダイオキシン類対策特別措置法による。

注1 : 水質汚濁防止法による規制値より厚木市下水道条例による規制値が緩いが、下水道は終末処理場においてさらに汚水処理を行い、水質汚濁防止法規制値に準じた水質にして放流している。

注2 : 規制項目の () 内は、下水道法における物質名を示しています。

(5) 供給施設条件

ごみ焼却施設における供給施設条件としては、電気、給水・排水、燃料及び薬品類が挙げられます。各使用量についてはごみ処理方式等によって異なり、一概に想定できない部分があるため、今後の各種計画にて詳細に検討してまいります。

ア 電 気

炉の立上げ時は、相当量の電力が必要で、電力会社から購入することになります。

その契約電力は2,000kWh以上の特別高圧による受電が想定されることから、鉄塔での引込みとなり、電気引込み工事期間も長期化するとともに、主な課題として負担金、特別高圧変電所の整備等が必要になります。

しかし、炉が稼働した後は、ごみ焼却に伴う余熱回収による発電を積極的に活用するとともに、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーを有効的に活用することで、場内で使用する電力を補い、購入電力にはできるだけ頼らずに自給できるような環境にやさしく効率的な施設として検討してまいります。また、余剰電力が発生するときには、電力会社等に売電することにより、財政負担の軽減を図ってまいります。

なお、計画推進に当たっては、施設規模に対する適合性及び経済性等を十分検討してまいります。

イ 給 水

ごみ焼却施設については、ごみ処理に要する用水、生活に要する用水があります。

ごみ処理に要する用水は、使用量が多いことから敷地内に掘削した井水を基本とし、事前にボーリング調査等により詳細な調査を行ってまいります。

なお、渇水期等においては、必要に応じて既存の上水道からの給水を利用することとします。

また、場内に雨水貯留槽を設け、ごみ処理に要する用水に活用するとともに、緑地への散水等に活用することで、環境にやさしく効率的な施設としてまいります。

生活に要する用水は、上水道からの給水を利用することとし、給水計画の推進に当たっては、施設規模に対する適合性及び経済性等を十分検討してまいります。

ウ 排 水

ごみ焼却施設については、ごみ処理に要するプラント系排水、生活に要する生活系排水があります。

プラント系排水は、場内で適正処理後、再利用を図ることを基本とし、それでも放流せざるを得ない場合は、今後、生活排水と併せて公共水域への放流もしくは公共下水道への放流について検討します。

なお、計画推進に当たっては、施設規模に対する適合性及び経済性等を十分検討してまいります。

エ 燃 料

ごみ焼却施設に使用する燃料類は、炉の立上げ・立下げ時、ごみ質低下時の助燃剤及び熔融炉熱源不足時については灯油又は重油、管理棟等に設置される湯沸かし器や各装置の着火用についてはプロパンガス（ボンベ）又は都市ガスが想定されます。

オ 薬 品

ごみ焼却施設に使用する薬品類については、一般的に排ガス処理用薬剤、排水処理用薬剤及び灰処理用薬剤等が想定されます。

また、廃熱ボイラの設置によっては、ボイラ用薬剤が必要となります。

これらの薬剤の中には危険物としての指定薬剤もあるため、保管場所及び方法については、具体的な詳細設計において十分に検討してまいります。

（ 6 ） 運 営 管 理 条 件

本組合で整備する中間処理施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理（破碎）施設）については、年間稼働日数を 280 日以上として計画しております。

ごみ焼却施設においては、全連続炉の 24 時間稼働を計画していることから、昼間は運営管理として全般管理・事務業務、保守点検業務、運転操作監視業務等、夜間は運転操作監視業務等があります。

このことから、運営管理人員数は総体的に 1 日当たり 20 人程度が必要であると想定されます。

また、粗大ごみ処理（破碎）施設においては、昼間の 5 時間稼働を計画していることから、昼間のみ保守点検業務、運転操作監視業務等があり、運営管理人員数は 1 日当たり 10 人程度が必要であると想定されます。

なお、施設の運営に際して、ボイラ・タービン主任技術者や電気主任技術者などの必要な有資格者を配置していく予定です。

4 中間処理施設における処理方式の概要

(1) ごみ焼却施設

広域化基本計画において、処理方式は、「焼却処理方式」を基本とすることとし、焼却処理方式は、「焼却+灰溶融」もしくは「ガス化溶融」を中心に検討していくことと規定しております。

昨年度、学識経験者及び構成市町村職員により構成する「広域ごみ処理施設採用技術検討委員会」を組織し、焼却処理方式について図5に示すとおり6つの観点から比較検討を重ね、3つの方式から選択することといたしました。

今後、この3つの方式については、各市町村の減量化・資源化の状況や技術の動向等を見据えた中で、地域住民の方々との協議も踏まえながら、総合的な観点から決定してまいります。

- 環境に配慮した施設
- 安全性に配慮した施設
- 安定稼働に優れた施設
- 処理性能が優れた施設
- 資源循環に優れた施設
- 経済性に優れた施設

ストーカ炉+電気式灰溶融方式

シャフト炉式ガス化溶融方式

流動床式ガス化溶融方式

図5 ごみ焼却施設の処理方式

なお、3つの方式の概要については、次に示すとおりとなっております。

ア ストーカ炉 + 電気式灰溶融方式の概要

本方式は、ごみを焼却処理するためのストーカ炉とストーカ炉から発生した焼却残渣を溶融処理するための灰溶融炉を組み合わせた方式です。

処理の概要としては、ごみをストーカ炉に投入し、ごみを高温雰囲気下*で乾燥、熱分解、燃焼させることにより、ごみを減量化・減容化します。

さらに、ストーカ炉から発生した焼却残渣は、灰溶融炉で概ね 1,200 以上の高温でスラグ化することにより、減量化とともに無害化が行われます。

また、ストーカ炉及び灰溶融炉から発生した排ガスは、余熱回収が行われた後に、排ガス処理設備で適正に処理され煙突より排出されます。

イ シャフト炉式ガス化溶融方式の概要

本方式は、縦型のシャフト炉で、ごみを乾燥、熱分解、溶融を同一炉内で行う方式です。

処理の概要としては、ごみをシャフト炉の上部からコークス及び石灰石とともに投入し、炉頂から下降する過程で乾燥し、可燃分は熱分解されガス化し、不燃分は炉底部で溶融され炉外にスラグとして取り出されます。

また、熱分解ガスは炉頂から後段の燃焼室で燃焼されます。

燃焼後の排ガスは、余熱回収が行われた後に、排ガス処理設備で適正に処理され煙突より排出されます。

ウ 流動床式ガス化溶融方式の概要

本方式は、ごみを細分化した後、ごみを焼却炉内で蓄熱したけい砂等を流動させ、その中で燃焼させる流動床炉の処理方式を転用した方法であり、ごみを熱分解する流動床式ガス化炉と、熱分解ガスと炭素分の自己熱を利用した旋回溶融炉から構成されます。

処理の概要としては、ごみを細分化した後でガス化炉に投入し、炉内でごみを還元状態で熱分解ガスとチャーに分解します。

ガス化炉で発生した熱分解ガスとチャーを熱源として、後段の旋回溶融炉で残渣の灰分を自己熱溶融します。

また、旋回溶融炉から発生した排ガスは、余熱回収が行われた後に、排ガス処理設備で適正に処理され煙突より排出されます。

* 高温雰囲気下：ごみ焼却施設では 850 以上の高温状態をいいます。

(2) 粗大ごみ処理(破碎)処理施設

粗大ごみ処理(破碎)処理施設における基本処理フローは図6に示すとおりです。

ごみ焼却施設で採用される方式によっては、粗大ごみ処理(破碎)施設の位置付けも変わる場合がありますので、ごみ焼却施設の採用方式に準じて総合的な観点から決定してまいります。

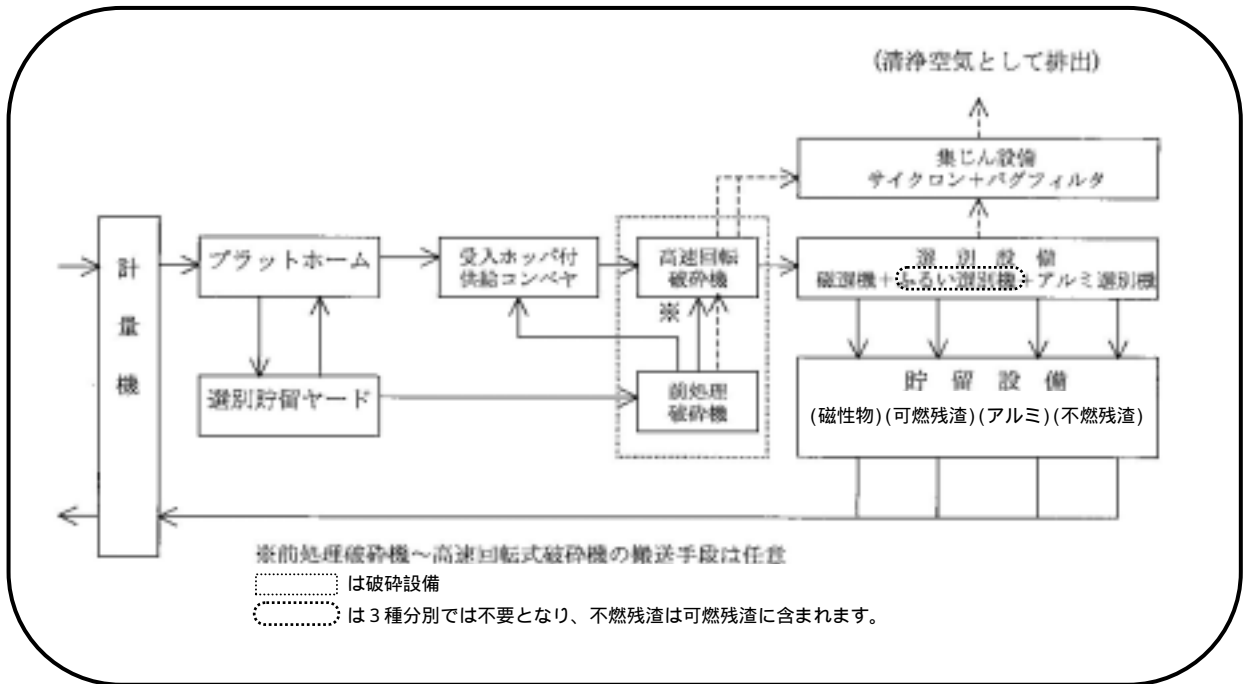


図6 基本処理フロー

5 余熱利用計画について

近年では循環型社会の構築を目指した取り組みが展開されている中で、廃棄物発電は、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年、法律第37号）において、新エネルギーの柱として位置付けられており、地球環境の保全や省資源化の観点から、廃棄物の有効利用が年々活発化してきていることから、今後整備されるごみ焼却施設では余熱回収を行うことが必要となります。

ごみ焼却施設における熱利用形態は、図7に示すようにいくつかの利用方法がありますが、広域化基本計画では、電力は汎用性が高いエネルギーであるため、サーマルリサイクル^{*}の観点から積極的に発電を行っていくこととし、発電した電力は、施設内で利用することを優先し、余剰電力が発生するときは電力会社への販売等効率的な活用方法を検討することとしております。

このことから、本組合で計画するごみ焼却施設は、高効率な発電を行い、エネルギーの有効利用を図ってまいります。

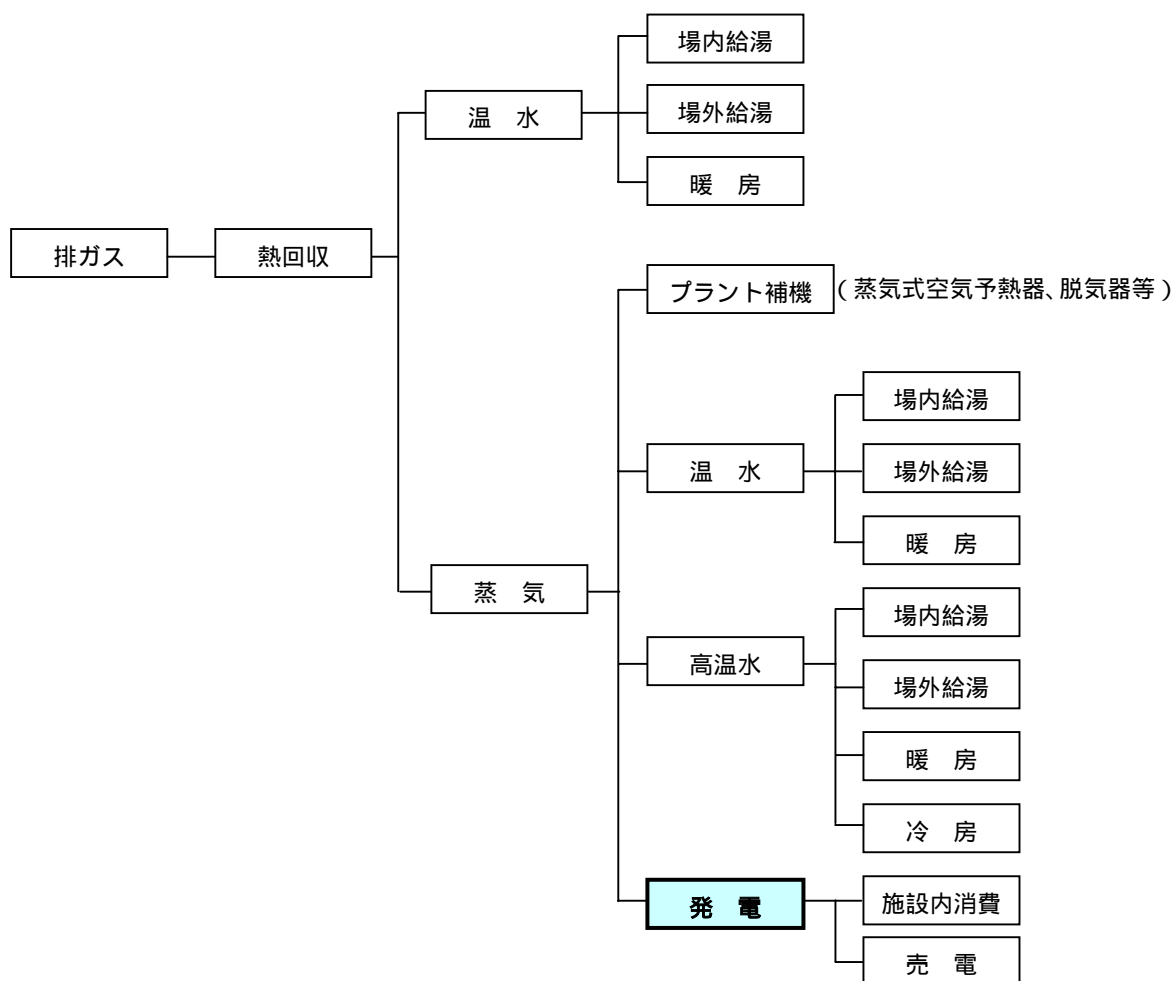


図7 ごみ焼却施設における熱利用形態

*サーマルリサイクル：廃棄物を燃焼させ、熱エネルギーを回収して有効利用することをいいます。

6 再資源化策について

溶融スラグについては、平成18年7月にJIS規格として制定されたことを踏まえ、その規格以上の品質として生産できる施設とし、その再利用先を検討するとともに、需要と供給のバランスを考慮した再資源化を推進してまいります。

また、溶融スラグはもちろんのこと、表6に示すようにごみ焼却施設で採用する方式によって溶融スラグ以外の再資源化物も発生することから、それぞれの再資源化方法を研究し、最終処分量の低減、最終処分場の延命化が図れるよう検討してまいります。

表6 中間処理施設における再資源化物

再資源化物	ごみ焼却施設			粗大ごみ処理 (破碎)施設
	ストーカ炉 + 電気式灰溶融方式	シャフト炉式 ガス化溶融方式	流動床式 ガス化溶融方式	
溶融スラグ				×
溶融メタル			×	×
鉄		×		
アルミ		×		
飛灰固化物 (脱塩残渣処理物含む)				×
溶融不適物		×		(不燃残渣)
< 凡例 > ○ : 発生する、△ : 選別しない、× : 発生しない				

現在、溶融スラグの利用としては、表7に示す用途が考えられています。

表7 溶融スラグの用途

区 分	具体的な用途
道路用骨材	路床材、下層路盤材、上層路盤材、アスファルト混合物骨材等
コンクリート用骨材	コンクリート用砕砂、コンクリート用砕石等
コンクリート二次製品	インターロッキングブロック、空洞ブロック、透水性ブロック等
盛り土等	盛り土、埋め戻し材、覆土材等
その他	タイル、レンガ、フロアボード等

出典：スラグの有効利用マニュアル（財）廃棄物研究財団

7 施設整備に伴う周辺環境への安全対策及び環境保全対策

(1) 施設建設時及び施設稼働時における安全対策

施設の建設工事中、施設完成後の稼働中及び施設停止中も法規制値を遵守することが厳しく義務づけられています。

その具体的な対応については、表8に示します。

表8 施設建設時における対応と施設稼働時における対応

ア 施設建設時における対応
工事車両による公道汚染防止と交通安全確保 労働安全衛生規則（昭和47年、労働省令第32号）*の遵守 車両運行、建設機械使用時の騒音・振動等の規制値遵守 造成工事前後における残土等の流出防止 作業現場及び周辺地域の清掃片づけ（ポイ捨て喫煙等の禁止）
イ 施設稼働時における対応
環境保全目標値の遵守と情報開示 ごみ搬入車両及びスラグ・灰搬出車両等の安全運行の確保 労働安全衛生規則の遵守 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱*の遵守 施設の定期点検整備等を十分に実施し、安全で信頼できる施設運営を行う

(2) 施設建設時及び施設稼働時における環境保全対策

ア 施設建設時における環境保全対策

中間処理施設の建設には、長期にわたる建設期間を要し、その間も必要な周辺環境の保全対策を行って建設工事を進めていきますが、施設建設時には、次に示す環境保全対策を基本として、周辺環境の保全に努めてまいります。

- (ア) 建設地の周辺には、工事用仮囲いを設置し、建設地からの騒音や粉じん飛散の防止に努めてまいります。
- (イ) 工事車両のアイドリングストップの励行により、二酸化炭素（CO₂）や施設内外での騒音・振動の発生抑制に努めてまいります。
- (ウ) 工事車両や建設機械については、原則として低騒音・低振動や低公害のものを使用して、周辺環境の保全に努めてまいります。
- (エ) 建設中の場内道路は鉄板敷き等を行う等により、粉じん飛散の防止に努めてまいります。

* 労働安全衛生規則：労働安全衛生法（昭和47年、法律第57号）及び労働安全衛生法施行令（昭和47年、政令第318号）の規定に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために定められた規則です。

* 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱：廃棄物焼却施設における労働者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図ることを目的として示された要綱です。

- (オ) 建設地から退出する工事車両は適宜洗車することにより、周辺道路への粉じん飛散の防止に努めてまいります。
- (カ) 工事に伴う掘削残土を仮置きする場合は、シートをかける等し、風雨による飛散を防止します。また、土砂の搬出に当たっては、荷台にシートをかける等により、土砂の飛散防止に努めてまいります。
- (キ) 建設地から流出する雨水は、沈砂槽を設置する等して、濁水の流出を防止してまいります。

上記に示す環境保全対策を基本として、今後、施設建設時における環境保全対策を検討してまいります。

イ 施設稼働時における環境保全対策

施設稼働時における環境保全対策は、大気汚染防止、騒音・振動防止、悪臭防止及び水質汚濁防止について、下記の(ア)～(エ)に示す対策を基本に行ってまいります。

(ア) 大気汚染防止対策

大気汚染防止に関しては、関連する法令や条例に示される規制値を満足するだけでなく、更なる施設の周辺環境の保全が図れるように、「3 (4) 公害防止基準」に示しております組合目標値を基本として、排ガス中に含まれるばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類及び総水銀については、物質ごとに以下に示す対策を基本として検討してまいります。

ばいじん

組合目標値を達成可能であると考えられるろ過式集じん器の設置を基本とし、最新技術の動向も踏まえ、施設計画において詳細に検討してまいります。

窒素酸化物

組合目標値を達成可能であると考えられる触媒脱硝装置の設置を基本とし、最新技術の動向も踏まえ、施設計画において詳細に検討してまいります。

硫黄酸化物・塩化水素

組合目標値を達成可能であると考えられるろ過式集じん器(薬剤の煙道吹込み)の設置を基本とし、最新技術の動向も踏まえ、施設計画において詳細に検討してまいります。

ダイオキシン類

組合目標値を達成可能であると考えられるろ過式集じん器(薬剤の煙道吹込み)と触媒脱硝装置の設置を基本とし、最新技術の動向も踏まえ、施設計画において詳細に検討してまいります。

総水銀

組合目標値を達成可能であると考えられるろ過式集じん器の設置を基本と、最新技術の動向も踏まえ、施設計画において詳細に検討してまいります。

さらに大気汚染防止状況については、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物は、自動測定装置を設置し、常時監視してまいります。

ダイオキシン類及び総水銀は、定期的に濃度等の測定を行ってまいります。

これらの測定結果については、施設敷地内に自動表示装置を設置し、施設外からも確認できるようにしてまいります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に示されている所定の測定・記録を行うとともに、これらの記録については、公開を行ってまいります。

- 燃焼室中の燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録します。
- ろ過式集じん器に流入する燃焼ガスを連続的に測定し、記録します。
- 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録します。
- 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量またはばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)を6ヶ月に1回以上測定し、記録します。

(イ) 騒音・振動防止対策

ごみ搬出入に伴う騒音・振動防止対策

ごみ搬入車両台数は、今後、厚木愛甲ブロックでは減量化施策の実施によりごみの発生量が減少し、搬入車両台数の減少も見込まれますが、現時点では通常時459台/日(厚木市:303台/日、愛川町:131台/日、清川村:25台/日)と想定されます。したがって、ごみ搬入車両による周辺道路渋滞による騒音・振動防止のため、施設エリア内に十分なごみ搬入車両の待機スペースを確保し、周辺道路で渋滞が生じないように配慮してまいります。また、施設内においても、ごみ搬入車両は、施設内でのごみ計量作業、ごみ搬出作業などに時間を要することから、待機中にはアイドリングストップの励行により、騒音や振動の発生抑制に努めてまいります。

なお、施設の運営に関する搬出入車両については表9に示した車種が想定されます。

これらの車両については、現在、本組合並びに構成市町村が所有しているものを継続使用する予定ですが、新規に購入するものについては、天然ガス車、ハイブリッド車などの環境に配慮した車両の導入を要請してまいります。

表9 搬出入に想定される車種

	対象物	車種
搬入車両	可燃ごみ	2t、4t、10tバッカー車
	し渣 [*] 及び汚泥	4tコンテナ車(天板付)
	不燃ごみ	2t、4tトラック車
	粗大ごみ	2t、4tトラック車
	直接搬入車両	-
搬出車両	溶融スラゲ	4t、10tダンプ車
	飛灰固化物	4tダンプ車
	資源物	4tダンプ車
	不適物	4tダンプ車

* し渣：し尿や浄化槽汚泥から髪の毛やトイレトーパー、ビニール片の固化物を除去分離したものをいいます。

ごみ処理に伴う騒音・振動防止対策

ごみ処理施設には、空気圧縮機や送風機などの騒音規制法や振動規制法の特定施設に該当しない機器であるポンプ、クレーン等の出力の大きな原動機、破碎機などの電動機出力が大きなものや換気設備（排風機等）が騒音・振動源となります。

したがって、防止対策として、装置・機器は低騒音、低振動のものを選定するとともに、大きな騒音・振動発生源は防音・防振対策を行った独立室内に收容することなどを基本としてまいります。さらに、施設の実施設設計段階で詳細な防音・防振対策を検討していくことにより、施設稼働中の騒音・振動の未然発生防止に努めてまいります。

(ウ) 悪臭防止対策

ごみ搬入に伴う悪臭防止対策

ごみ搬入に伴う悪臭発生源は、周辺道路へのごみ汁飛散が想定されます。

現在、ごみ収集については構成市町村で行われていることから、今後、本組合では構成市町村と協議しながら防止対策の検討を要請してまいります。

ごみ処理に伴う悪臭防止対策

ごみ処理に伴う臭気発生源は、主にごみピット、灰ピット、プラットホーム、燃焼排ガス及びごみ汚水槽などが挙げられ、特にごみピット周辺が最も強い発生源となります。したがって、表 10 に示す悪臭防止対策を基本として行ってまいります。

表 10 発生源対策と漏洩対策

発 生 源	ごみピット、プラットホーム等
発 生 源 対 策	ごみピット底部のごみ汚水が滞留しないように、底部構造は適正な水勾配を設けることを基本といたします。 ごみピット室から臭気が発散しないように、投入扉は気密性に優れ、開閉時間の短いものを採用することを基本といたします。 ごみピットは密閉構造とし、ピット内部を負圧に保つことを基本といたします。 ごみピット内の臭気を含んだ空気は、送風機で強制的に炉内に送気し、燃焼用空気として高温炉内で燃焼することで臭気を熱分解させることを基本とするとともに、休炉時にごみピット、プラットホーム等より発生する臭気は、脱臭装置を設けることを基本といたします。
漏 洩 対 策	プラットホームは、散水などにより常に清潔にし、ごみ搬入出車両の出入口には必要に応じてエアーカーテン装置を設け、外部への漏洩を防止することを基本とします。 臭気発生源の部屋の出入口には前室を設け、外気により正圧として、臭気の外部及び居室内への漏れを防ぐことを基本とします。

(工) 水質汚濁防止対策

ごみ処理施設では排水が発生する要因によって、水質や水量が異なっておりますので、プラント排水は施設内で処理後再利用を図ることを基本とし、適切な排水処理設備を検討してまいります。また、施設外へ放流せざるを得ない場合は、生活排水と併せて、公共水域もしくは公共下水道へ放流するための排水処理設備の設置についても検討してまいります。

(3) 環境に配慮した施設を目指して

整備する中間処理施設が『環境に配慮した施設』となるように、ダイオキシン類対策を始めとした公害防止対策については十分に検討を行うとともに、周辺環境への影響については環境影響評価（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、動植物に関するもの）を行い、周辺環境への影響を調査してまいります。

また、建屋に関しても周辺環境になじむように、建物の形状や色彩及び敷地周辺の緑化に十分配慮した圧迫感の少ない施設とし、建屋の景観に留意し、環境に配慮した施設を検討してまいります。

さらに、整備する施設が住民から迷惑施設というイメージを持たれるのではなく、住民が生活する上で必要不可欠な基盤施設であるという視点から、住民に愛され、地域に開かれた施設となるように、関連情報を積極的に住民に提供するとともにごみ処理の過程を分かりやすく理解できる見学スペースや展示スペースを設けるものとします。

また、循環型社会形成やごみ処理に関する情報を発信する機能（情報発信機能）や環境保全に関する自然エネルギーの利用（太陽光発電、風力発電、バイオマス*）等についても学習できる機能（環境学習機能）を設け、住民に愛され、住民が集い、学び、ふれあうことができる施設になるよう努めてまいります。

* バイオマス：「バイオ(生物の)」「マス(量)」をあらわす概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものとされており、農作物、木材、紙、家畜排泄物、下水汚泥など多岐にわたります。

8 施設整備基本計画の策定

今後、本基本構想を踏まえて、「(仮称)厚木愛甲広域ごみ処理施設整備基本計画」を策定します。

基本計画においては、本基本構想で掲げた広域ごみ処理施設の整備を行うために必要な事項を整理し、具体的な方向付けを行い、広域ごみ処理施設の整備をさらに進めていきます。

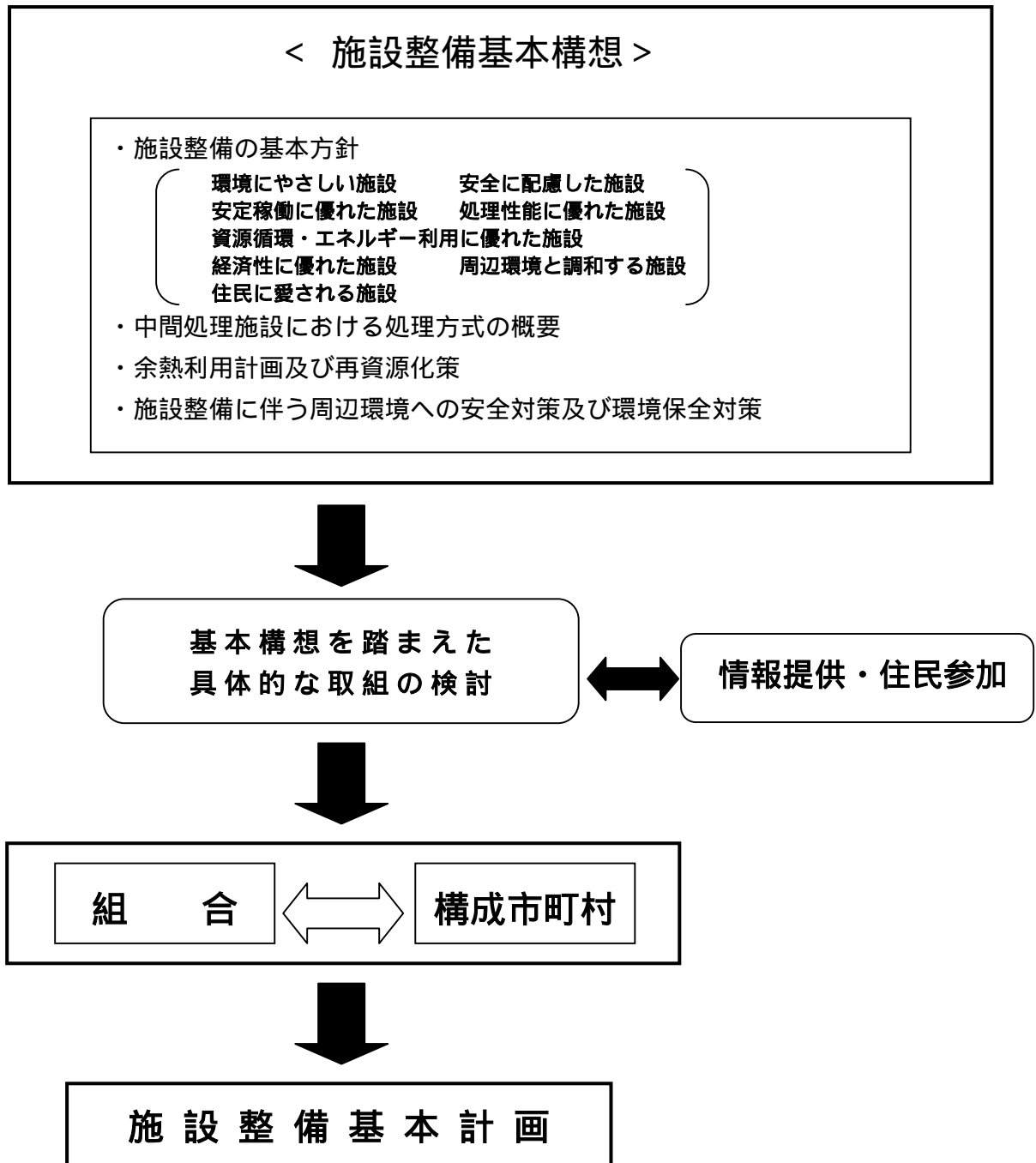


図8 基本計画策定までの流れ

用語解説

- カ行 -

高温雰囲気下

ごみ焼却施設では850 以上の高温状態をいいます。

- サ行 -

サーマルリサイクル

廃棄物を燃焼させ、熱エネルギーを回収して有効利用することをいいます。

資源循環型社会

「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費の抑制及び環境負荷の低減を実現する社会のことをいいます。

し渣

し尿や浄化槽汚泥から髪の毛やトイレットペーパー、ビニール片の固化物を除去分離したものをいいます。

- タ行 -

ダイオキシン類

ごみの燃焼過程等において副産物として生成される物質。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年、法律第 105 号）においては、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナ - PCB を含めて、ダイオキシン類と定義されています。

チャー

ごみの熱分解によって発生する炭化した固形分と灰分をいいます。

都市施設

都市計画法（昭和43年、法律第100号）第11条にて定められており、供給及び処理に係る「市場」、「と畜場」、「火葬場」、「ごみ焼却場」、「汚物処理場」等のことを示します。

- ナ行 -

熱分解

一般に化合物を熱で分解させることをいい、ごみ処理においてはごみを熱で熱分解ガスとチャーに分解することをいいます。

熱分解ガス

ごみの熱分解によって発生する可燃性ガスをいいます。

- 八行 -

バイオマス

「バイオ(生物の)」「マス(量)」をあらわす概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものとされており、農作物、木材、紙、家畜排泄物、下水汚泥など多岐にわたります。

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

廃棄物焼却施設における労働者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図ることを目的として示された要綱です。

飛灰

集じん器、ボイラ、ガス冷却室や再燃焼室等で捕集されたばいじんをいいます。

飛灰固化物

飛灰を固化処理したものをいいます。

不燃残渣

粗大ごみ等を破碎・選別処理し、可燃物除去、有価物回収後に残る埋立処分せざるを得ない物質をいいます。

- ヤ行 -

溶融

焼却灰などを1,200℃以上という高温で溶かし、これを固めてスラグ(黒いガラス粒状の物質)にする処理を行うことをいいます。

溶融固化物

溶融スラグと溶融メタルを総称していいます。

溶融スラグ

一般には金属の溶融プロセスで生成する鉱さい(非金属物質)をいいますが、ここでは焼却灰又は焼却灰と飛灰の混合灰を溶融したときの融液を冷却して得られる無機物をいいます。

溶融メタル

焼却灰などを溶融処理して発生する鉄などの金属類を多く含む固化物をいいます。

- ラ行 -

労働安全衛生規則(昭和47年、労働省令第32号)

労働安全衛生法(昭和47年、法律第57号)及び労働安全衛生法施行令(昭和47年、政令第318号)の規定に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために定められた規則です。

中間処理施設整備基本構想

平成 19 年 3 月

発行 厚木愛甲環境施設組合
〒243-0003
神奈川県厚木市寿町 3 - 1 - 1 別館本厚木ビル 10 階
TEL 046-297-1153
FAX 046-221-5322
